

情報公開について

1 情報公開の目的と種類

情報公開は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図ることを目的とし、また、保有する諸活動を住民に説明する責務を果たすことができるようにするとともに、住民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的としています。

公正の確保と透明性の向上という観点から情報公開を考えた場合、市としての制度や業務によって区別をするならば、地方自治体における情報公開は、いわゆる公文書公開（開示）制度（情報公開法の趣旨に沿った条例など）における請求等に基づく情報公開、開示といった分野と、情報公表とか情報提供と表現されるような請求等に基づくことなく自主的に情報を出していくものの2つに大別されると考えられます。

2 公文書公開（開示）制度

公文書公開制度（情報公開制度）は、国の行政機関においては「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」、地方自治体においては、それぞれの情報公開条例あるいは要綱等により制度化されているものがほとんどです。

制度は、行政に関する情報を得たい、より詳しく、より専門的に見ることなどを求める住民等に対して、行政の保有する文書等を公開請求できる権利を保障するものとして設置されており、その骨格となる事項には次のようなものが挙げられます。

- ・ 制度を利用できる対象者
- ・ 実施する機関
- ・ 対象となる公文書

(1) 各自治体での取組状況

これら情報公開制度については、現時点で、ほとんどの自治体において制度が設けられているところです。（日本経済新聞社が隔年で実施している行政サービス調査の平成16年第4回調査（別紙1「第4回 行政サービス調査〈行政革新編〉「透明度」に係る調査項目」参照）によれば、ほぼ100%（679市区）が制度を制定済みと回

答されたとしています。)

このように公開制度は、ほぼ全自治体で整ったと言える中で、具体的な内容は一様ではないのが実態であり、その運用の形態は様々となっています。この第4回行政サービス調査における調査項目には、上記の骨格となる事項をはじめ、透明度の指標として計19項目が設定されていますが、これらの項目について導入されていることに対して評価が高くなっていることから、行政の透明度を測る指標として、現在としてはこれらのことが重視されているものと考えられます。

調査項目を見ると、

・ フロッピーディスクなど電磁的記録も公開対象にしている自治体	87.8%
・ 「知る権利」の条文明記	79.0%
・ 「何人」も請求できることの明記	50.3%
・ 意思決定プロセス段階の情報開示	53.8%
・ 外郭団体を公開対象に含める	26.9%
・ 会議の公開制度	41.3%

などとなっています。

また、本年9月現在で行われる第5回のこの調査においては、情報公開審査会の設置、首長交際費の公開などの項目が新たに設けられていますが、これらの項目は、情報公開制度の運用のうち最近の全国的な傾向として評価されるべきものと考えられるところです。

(2) 本市の状況

津市においては、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）などにより公文書の公開（開示）制度が設けられています。

この条例において、制度の目的は、「地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって本市の諸活動を住民に説明する責務を全うするようにし、住民の理解と批判の下に、住民の参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」とされています。

制度の運用については、例えば、旧津市においては、平成5年の津市公文書公開条

例の制定以来、公開請求のできる対象者の拡大（在住、在勤から、何人にも拡大した）など、時代の流れに応じた運用方法が採用されている傾向があるところであり、本市においても、これを基本に制度が制定されています。

また、前項の第4回及び第5回の行政サービス調査の調査項目及び全国的な各自治体の状況を見ても、本市においては、おおむね採用しており、現時点における情報公開制度の運用については透明度が高いものと評価でき、必要な見直し等については行われているものと言えます。

(3) 本市における今後の取組について

このように、本市においては、基本的に現行制度によりその役割を十分に果たしていると考えられますが、今後においても、時代の流れに応じた運用を図るため制度の見直しに適宜取り組んでいく必要があると考えられます。

最近の傾向としてあげられる事項についての他市の状況は、別紙2「情報公開制度の運用状況調査」中、「公文書開示制度について」の項のとおりですが、このような中で、本市が、現時点で、より進んだ情報公開の運用方法として検討の余地があるものには、一定の条件の整う文書について即日開示を行うなど手続きの簡素化や迅速な開示体制の確立、また、請求のあった文書をより早く特定するための庁内における文書情報のデータベース化などが考えられます。

3 情報の提供・公表

公文書の公開（開示）に係る制度に対して、地方自治体が自主的に一定の情報を提供又は公表しているものには、①法令等に基づき自治体の状況を公表するものと、②自主的に公表するものの2つがあります。

これらについては、住民が必要とする情報を、公文書公開制度によらず、より積極的に提供し、情報公開の総合的な推進を図り、本市の諸活動を住民に説明する責務を全うするようにし、住民の理解と批判の下に、住民の参加による公正で民主的な市政の推進に資するという公文書公開制度等と同様の目的に沿ったものです。

(1) 各自治体での取組状況

情報公開の取組に関して、現時点において市町村間で格差が見られるものは、前段

の公文書の開示制度に基づくものよりは、これらの取組におけるものが多いのが現状です。各自治体における取組状況の主なものは、別紙2「情報公開制度の運用状況調査」中、「審議会・委員会などの会議の公開制度について」及び「住民等への積極的な情報提供について」の項のとおりです。

(2) 本市の状況

情報の提供・公表については、①は、例えば、財政の公表は地方自治法に基づき津市財政公表条例でその方法を定めて公表することや、建設工事に係る事項について公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や津市建設工事等に係る公表に関する要領に基づいて公表するといったもの、②は、記者クラブへの資料提供を行ったものについて一括して閲覧に供することや、インターネット版公報などがあります。

このような中、本市においては、審議会等の会議について、開催情報を情報公開室への掲示、報道機関への情報提供及び市ホームページの公開という形で情報提供を行ってきたところですが、本年8月、一層の市政の透明性の向上と市民の市政への参画の観点から、これらの会議についての会議録を積極的に公表するという方向で見直しを行い9月からこれに係る指針の改正を行うなど、随時必要な見直しを行っています。

(3) 本市における今後の取組について

インターネットの活用により、比較的容易に諸情報にアクセスができる環境下でもあり、その中で、いかに積極的に情報を公表していくかが、当該市町村の透明性の向上を左右するものと考えられます。

積極的な情報の公表についての考え方は、「情報公開制度としてのあり方」ではなく、一般的にいう情報の公表、提供に係る考え方であり、今後、市民との協働を推進するに際しても、広く「住民への市政の広報のあり方」という観点での整理が必要であり、職員の意識改革が重要であると考えるところです。

また、政策決定過程の公表などについては、パブリックコメント制度を活用しながら、情報提供を行い、市政への住民参加を推進すべきものと考えます。

第4回 行政サービス調査<行政革新編>「透明度」に係る調査項目

調査項目	質問の表現	H16.8 津市の回答	同様の回答率	H18.8第5回調査における質問と津市の回答	参考（詳細（H18.7現在））	
1	情報公開制度の有無	貴自治体では情報公開制度(条例または要綱)を制定していますか。	制定済み	99.9	前回と同じ	津市情報公開条例（平成18年条例第22号）
2	情報公開条例(要綱)への知る権利の明記の有無	情報公開条例(要綱)に「知る権利の尊重」(またはそれに準じた規定)を明記していますか。	明記している	79.0	前回と同じ	条例第1条(目的) この条例は、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって本市の諸活動を住民に説明する責務を全うするようにし、住民の理解と批判の下に、住民の参加による公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。
3	住民以外の情報公開請求資格の有無	情報公開条例(要綱)に、公開請求資格者に当該市区住民など制限を設けず、「何人」も請求できることを明記していますか。	明記している	50.3	前回と同じ	条例第5条(開示請求権) 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。
4	電磁的記録の情報公開の有無	情報公開条例(要綱)では、電磁的記録も公開対象にしていますか。	対象にしている	87.8	前回と同じ	第2条(定義) この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
5	意思決定プロセス段階(決裁前)での情報公開の有無(*)	情報公開条例(要綱)では、政策形成までの意思決定プロセス段階の情報(決裁前の情報)も公開対象にしていますか。	対象にしている	53.8	質問なし	次のものは除かれる・・・本市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
6	個人情報保護条例の有無(*)	個人情報保護条例を制定していますか。	制定済み		前回と同じ	津市個人情報保護条例（平成18年条例第24号）
7	外郭団体の情報公開の有無	情報公開条例(要綱)での公開対象に外郭団体も含めていますか。	含めている	26.9	前回と同じ	告示 津市情報公開条例第24条第1項の規定に基づく出資法人等の指定（津市土地開発公社、津市社会福祉事業団、（財）津市社会教育振興会、（株）津市伊勢湾ヘリポート、青山高原保健休養地管理（株）、津市社会福祉協議会、（社）津市シルバー人材センター）出資法人等に対して必要な措置を講ずる努力規定と、市長に対して出資法人への指導の努力規定
8	外郭団体に限った情報公開条例(要綱)の有無(*)	または、外郭団体に限った情報公開条例を設けていますか。	-	5.7	質問なし	-
9	議会の情報公開の有無	貴自治体の議会も情報公開制度(条例)を制定していますか。	制定済み	85.0	質問なし	条例第2条第2項 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長並びに議会をいう。
10	議会議事録のホームページなどでの公開の有無	議会の議事録をホームページなどで公開していますか。	全部（委員会を含む）公開している	69.0	前回と同じ	津市議会ホームページによる
11	付属機関の会議公開の有無	審議会・委員会など付属機関の会議公開制度(ガイドラインを含む)を設けていますか。	設けている	41.3	前回と同じ	第23条(会議の公開) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関その他これに類する実施機関の設置によるもの（以下「審議会等」という。）の会議（法令等の規定により公開することができないこととされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、～
12	重要な政策形成過程での素案の住民への公表の有無	貴自治体の基本構想策定・改定、各種重要条例制定など、重要な政策形成の過程で素案を公表していますか。	公表している	38.8	質問なし	市民団体等に対して素案等を示し意見を得よう努めているが、パブリックコメント制度としては確立していない。
13	受け付けた住民の意見・要望に必ず回答する規定の有無	手紙や電話、電子メールなどで受け付けた住民の意見・要望に必ず回答する旨の規定を設けていますか。	設けている	33.1	設けていない	平成18年1月の合併に伴い、従来の「市民相談実施要綱」は廃止された。（回答が必要と思われるものについては、従前の例により実施している。）
14	住民の意見・要望に必ず回答する規定への回答期限の明記の有無(*)	同規定で回答期限を明記していますか。	明記している	55.8	質問なし	同上
15	オンブズマン制度の有無	オンブズマン制度(条例または要綱)を設けていますか。	設けていない	8.2	前回と同じ	
16	オンブズマン制度のタイプ(*)	オンブズマン制度の内容で以下の中からあてはまるものどちらかに○をつけてください。			前回と同じ	
17	監査委員への民間人登用の有無	監査委員に議員・貴自治体OB以外の民間人を登用していますか。	登用している	74.9	前回と同じ	平成9年度からは公認会計士1人を識見監査委員として外部より登用し、現在に至っている。
18	外部監査制度の有無(*)	外部監査制度を導入していますか。	導入する方向で検討中	11.2	質問なし	
19	行政評価結果の公開の有無	行政評価結果の公開の有無		不明	質問なし	-

※ 平成18年8月の第5回調査においては、新たに、次の事項が質問されている。（ ）内は津市の回答。

- ①情報公開審査会の設置について（設置済み）
- ②情報公開に係る閲覧手数料やコピー代の徴収について（コピー代のみ。10円）
- ③首長交際費の公開について（相手方の個人名を含め全面公開している。）
- ④工事以外の入札予定価格の公表について（事前公表：一切公表していない、事後公表：情報公開請求によらず全面的に事後公表している。）

※ 斜体の項目については、「情報公開」の分野以外のものと考えられる事項

情報公開制度の運用状況調査（集計表）

調査時点 平成18年8月1日現在

内容	No.	質問事項	回答の種類	津市	回答結果										合計		
					ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	単位：団体数(全22団体) ※津市除く				
公文書開示制度について	1	開示請求に係る運用状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP, 広報紙)	22	0										22	
	1-1	公表の頻度は、どの程度ですか。	ア. 年1回 イ. 半年に1回 ウ. 毎月 エ. 開示請求ごと オ. その他	ア	22	0	0	0	0							22	
	1-2	公表する項目等、概要をお教えてください。	(任意回答)														
	2	手数料等の徴収の有無	ア. コピーを提供する場合のみコピー代 ウ. 1及び2の両方 イ. 閲覧に係る手数料 オ. その他	ア	20	0	1	0	1								22
	3	即日開示を実施していますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	5	17											22
	3-1	実施している場合の、即日開示が可能な根拠は何に基づいていますか。	ア. 条例 イ. 規則 ウ. その他	—	5	0	0										5
	4	いわゆる大量請求に係る特別な対応はありますか。	ア. 請求を限定 イ. 特別に請求に係る手数料を徴収 ウ. 閲覧のみで写しの交付は認めていない エ. 特別に写しの交付に係る手数料(コピー代も含む)を徴収 オ. 特別な対応はしていない	オ	0	0	0	0	22	0							22
	5	WEBブラウザからの請求が可能ですか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	3	19											22
即日開示の実施	5-1	ホームページ上に、保有文書の一覧に類するものを掲載していますか。	ア. 掲載している イ. 掲載していない	イ	1	21										22	
	6	電子メールにより開示文書等を送信する方法での開示を行っていますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	2	20										22	
審議会・委員会など会議の公開制度について	7	一覧表の公開	ア. 公開している イ. 公開していない	イ (H18. 9から実施予定)	4	18										22	
	8	会議録の公開	ア. 公開している イ. 公開していない	イ (H18. 9から実施予定)	7	15										22	
	8-1	会議録を公開している場合、その掲載期間はどの程度ですか。	ア. 2ヶ月未満 イ. 2ヶ月～6ヶ月 ウ. 6ヶ月～1年 エ. 1年以上	—	0	0	1	6								7	
住民等への積極的な情報提供について	9	方針等	ア. 規則、要綱等で定めている イ. マニュアル等がある ウ. 設けていない エ. その他	ウ	4	1	17	0								22	
	10	市長の日程	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	イ	19	3										22	
	10-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. 過去の日程 イ. 当日の日程 ウ. 翌日以降の日程 エ. ア及びイ オ. イ及びウ カ. ア～ウすべて キ. ア及びウ ク. その他	—	4	0	5	0	2	4	3	1				19	
	11	市長交際費の執行状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	イ	17	5										22	
	11-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. すべての交際費を公表 イ. 部分的に公表	—	10	7										17	
	11-2	部分的に公表されている場合、公表しない部分(項目)を教えてください。	(任意回答)	—													
	12	指定管理者の選定に関する情報について公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP, 広報紙)	21	1											22
	12-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	(任意回答)														
市民参加	13	市長の資産公開	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	イ	16	6										22	
	14	市議会への情報提供	ア. 作成している イ. 作成していない	イ	1	21										22	
	15	その他	その他、住民等へ積極的な情報提供を行っているものの中で、特徴的なものがありましたら教えてください。	(任意回答)	—												

※調査時から一部番号を変更しています。また、設問の説明不足(問4、6、10-1)があったことから、質問事項の記載内容や回答を一部変更しました。

情報公開制度の運用状況調査（団体別一覧表）

調査事項			津市の状況	逗子市	藤沢市	盛岡市	堺市	
内容	No.	質問事項	回答の種類					
公文書開示制度について	1	開示請求に係る運用状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP、広報紙)	ア 公表している(閲覧・HP・広報誌)	ア (HP、広報紙)	ア (HP、広報紙)	ア (HP、広報紙、記者クラブ)
	1-1	公表の頻度は、どの程度ですか。	ア. 年1回 イ. 半年に1回 ウ. 毎月 エ. 開示請求ごと オ. その他	ア	ア 広報誌 ウ 閲覧・HP	ア	ア	ア
	1-2	公表する項目等、概要をお教えてください。	(任意回答)	総請求件数、月別請求件数、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、実施機関別決定件数、不服申立ての件数	貴市と同様	公開請求件数、情報提供件数(実施機関別、分野別含む) 不服申立て状況、会議の公開状況	総請求件数、請求内容、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、実施機関別決定件数、不服申立て理由別内訳、不服申立ての件数、情報提供の件数	総請求処理件数、請求内容一覧、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、実施機関別請求件数、担当課別請求件数、異議申立ての処理件数、異議申立事案一覧、情報公開審査会の答申、個人情報保護審査会の答申、出資法人に関する情報公開、個人情報保護制度の運用状況。
	2	開示に係る手数料を徴収していますか。	ア. コピーを提供する場合のみコピー代 ウ. 1及び2の両方 エ. 完全に無料 オ. その他	ア	ア	ア	ア	ア
	3	即日開示を実施していますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	イ	イ
	3-1	実施している場合の、即日開示が可能な根拠は何に基づいていますか。	ア. 条例 イ. 規則 ウ. その他	—	—	—	—	—
	4	いわゆる大量請求に係る特別な対応はありますか。	ア. 請求を限定 イ. 特別に請求に係る手数料を徴収 ウ. 閲覧のみで写しの交付は認めていない エ. 特別に写しの交付に係る手数料(コピー代も含む)を徴収 オ. 対応していない カ. その他	オ	オ	カ	オ	オ
	5	WEBブラウザからの請求が可能ですか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	ア	ア	イ	イ
	5-1	ホームページ上に、保有文書の一覧に類するものを掲載していますか。	ア. 掲載している イ. 掲載していない	イ	イ	ア	イ	イ
	6	電子メールにより開示文書を送信する方法での開示を行っていますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	ア	イ	イ	イ
審議会・委員会など会議の公開制度について	7	審議会等の一覧をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	イ (H18.9から実施予定)	イ	イ	ア	イ
	8	審議会等の会議録をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	イ (H18.9から実施予定)	イ	イ	イ	イ
	8-1	会議録を公開している場合、その登載期間はどの程度ですか。	ア. 2ヶ月未満 イ. 2ヶ月～6ヶ月 ウ. 6ヶ月～1年 エ. 1年以上	検討中	エ 会議によっては閲覧可能(常設)	—	—	—
住民等への積極的な情報提供について	9	住民への情報提供についてのガイドラインはありますか。	ア. 規則、要綱等で定めている イ. マニュアル等がある ウ. 設けていない エ. その他	ウ	ア(市民参加条例)	ウ	ア	ア
	10	市長の日程を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	イ	ア(希望者に)	ア	ア(HP)	ア (HP)
	10-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. 過去の日程 イ. 当日の日程 ウ. 翌日以降の日程 エ. ア及びイ オ. イ及びウ カ. ア～ウすべて キ. ア及びウ ク. その他	—	カ	ウ	カ	キ
	11	市長交際費の執行状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	イ	イ	ア	ア(HP・広報紙)	イ
	11-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. すべての交際費を公表 イ. 部分的に公表	—	—	ア	イ	—
	11-2	部分的に公表されている場合、公表しない部分(項目)を教えてください。	(任意回答)	—	病気見舞いの際の相手方氏名	—	支出先	—
	12	指定管理者の選定に関する情報について公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP、広報紙)	ア(HP、広報誌)	イ	ア (HP、広報紙)	ア (HP)
	12-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	(任意回答) 例: 公募の案内-応募要領、選定基準 選定結果-評点表の公表 選定経過-審査会等会議録の公表	公募時は応募要領 選定結果(指定を受けた業者の概要) (選定の経過は公表していない)	応募要領、選定結果	—	公募時は応募要領 項目 選定結果(指定を受けた業者の概要) (選定の経過は一部公表している)	公募の案内-募集要項、選定方法、評価項目 選定結果-応募団体名、選定の経過と公表後、審査結果を公表
	13	市長の資産等の公開に関する条例等に係る情報は、積極的に公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	イ	イ	イ	ア	ア (市役所の市政情報センター、及び区役所の市政情報コーナーにて公表)
	14	市が市議会に対して行う資料又は情報の提供についてのガイドラインはありますか。	ア. 作成している イ. 作成していない	イ	イ	イ	イ	イ
15	その他、住民等へ積極的な情報提供を行っているものの中で、特徴的なものがありましたら教えてください。	(任意回答)	—	市民参加条例	—	—	—	

情報公開制度の運用状況調査（団体別一覧表）

		調 査 事 項		青森市	鳥取市	上越市	福井市	つくば市	
内 容	No.	質 問 事 項	回 答 の 種 類						
公文書開 示制度につ いて	運用状況 の公表に ついて	1	開示請求に係る運用状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (広報紙)	ア (HP・広報紙)	ア (HP、広報紙、議会報告)	ア (広報紙、記者クラブ)	ア (HP、広報紙、告示)
		1-1	公表の頻度は、どの程度ですか。	ア. 年1回 イ. 半年に1回 ウ. 毎月 エ. 開示請求ごと オ. その他	ア	ア	ア	ア	ア
		1-2	公表する項目等、概要をお教えてください。	(任意回答)	開示請求件数(実施機関ごとに全開示・一部 開示・不開示・不存在・取下の件数を集計) 不服申立ての件数及び決定内容	開示請求者の内訳(区分・請求者) 開示請求文書処理状況(実施機関・対象行政 文書数・開示等決定件数) 不服申し立ての件数	総請求件数、公開等決定件数(公開、部分公 開、時限非公開、非公開又は不保有ごと)、 実施機関別決定件数、不服申立ての件数、 請求内容の概要、部分公開、時限非公開又 は非公開の理由、所管課名	開示請求件数(請求者別内訳、所管部局別 内訳、内容別内訳、内容別年度比較表)、開 示率、不服申立件数及び処理状況	ホームページを参照ください。
	手数料等 の徴収の 有無	2	開示に係る手数料を徴収していますか。	ア. コピーを提供する場合のみコピー代 ウ. 1及び2の両方 エ. 完全に無料 イ. 閲覧に係る手数料 オ. その他	ア	ア	ア	ア	ア
		3	即日開示を実施していますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	ア	イ	ア (即日開示が可能なものに限る。)	ア	イ
	大量請求 への対応	3-1	実施している場合の、即日開示が可能根拠は何に基づ いていますか。	ア. 条例 イ. 規則 ウ. その他	ア	—	ア	ア	
		4	いわゆる大量請求に係る特別な対応はありますか。	ア. 請求を限定 イ. 特別に請求に係る手数料を徴収 ウ. 閲 覧のみで写しの交付は認めていない エ. 特別に写しの交付に係 る手数料(コピー代も含む)を徴収 オ. 対応していない カ. そ の他	カ	オ	カ (通常どおり対応)	オ	オ
	WEBブラウ ザ上から の請求	5	WEBブラウザからの請求が可能ですか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	イ	イ
		5-1	ホームページ上に、保有文書の一覧に類するものを掲載 していますか。	ア. 掲載している イ. 掲載していない	イ	イ	イ	イ	イ
	電子メー ル等での 開示	6	電子メールにより開示文書等を送信する方法での開示を 行っていますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	イ	イ
審議会・委 員会など会 議の公開 制度につ いて		7	審議会等の一覧をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	イ	イ	イ	イ	イ
	8	審議会等の会議録をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	イ	イ	ア	イ	イ	
	8-1	会議録を公開している場合、その登載期間はどの程度で すか。	ア. 2ヶ月未満 イ. 2ヶ月～6ヶ月 ウ. 6ヶ月～1年 エ. 1年以 上	—	—	エ	—		
住民等へ の積極的 な情報提 供につ いて	方針等	9	住民への情報提供についてのガイドラインはありますか。	ア. 規則、要綱等で定めている イ. マニュアル等がある ウ. 設けていない エ. その他	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
		10	市長の日程を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア(HP)	ア(新聞)	ア (HP)	ア (記者クラブ)	ア
	市長の日 程	10-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. 過去の日程 イ. 当日の日程 ウ. 翌日以降の日程 エ. ア及びイ オ. イ及びウ カ. ア～ウすべて キ. ア及び ウ ク. その他	ウ (記者クラブ)	ウ(週間予定)	カ	ウ (翌日のみ)	ア
		11	市長交際費の執行状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP)	ア(HP)	ア (HP、市政情報コーナー)	イ	イ
		11-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. すべての交際費を公表 イ. 部分的に公表	ア	イ	イ	—	
	指定管理 者に係る 情報	11-2	部分的に公表されている場合、公表しない部分(項目)を 教えてください。	(任意回答)	—	相手先等	市長交際費に係る支出伝票に記載され た情報のうち支出年月日、分類、支出 先、内容及び支出金額を公開している が、このうち個人情報の保護が必要があ	—	
		12	指定管理者の選定に関する情報について公表しています か。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP 広報紙)	ア(HP)	ア (HP、広報紙)	ア (HP、記者クラブ)	ア (HP、広報紙)
	市長の資 産公開	12-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	(任意回答) 例: 公募の案内・応募要領、選定基準 選定結果一評点表の公表 選定経過・審査会等会議録の公表	市の基本方針 公募時は応募要領 選定結果(指定を受けた業者の概要) 指定管理者制度導入済施設一覧 関係法令	公募時は応募要領 選定結果(評点表の公表) 取り組み状況	応募要領、選定経過、選定結果	応募要領、選定結果(選定委員会報告 書)	公募時は応募要領 選定結果(指定を受けた業者の概要) (選定の経過は公表していない)
		13	市長の資産等の公開に関する条例等に係る情報は、積 極的に公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア	イ	イ	ア (記者クラブ)	ア (広報紙)
		14	市が市議会に対して行う資料又は情報の提供についての ガイドラインはありますか	ア. 作成している イ. 作成していない	イ	イ	イ	イ	ア
その他	15	その他、住民等へ積極的な情報提供を行っているもの の中で、特徴的なものがありましたら教えてください。	(任意回答)	—	—	—	—		

情報公開制度の運用状況調査（団体別一覧表）

		調 査 事 項		松阪市	松江市	鈴鹿市	草加市	伊勢市	
内 容	No.	質 問 事 項	回 答 の 種 類						
公文書開示制度について	運用状況の公表について	1	開示請求に係る運用状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP、広報紙、記者クラブ)	ア (HP、広報紙、行政資料コーナー)	ア (HP、広報紙、記者クラブ)	ア (HP、情報コーナーでの閲覧)	ア (HP、公報)
		1-1	公表の頻度は、どの程度ですか。	ア. 年1回 イ. 半年に1回 ウ. 毎月 エ. 開示請求ごと オ. その他	ア	ア	ア	ア	ア
		1-2	公表する項目等、概要をお教えてください。	(任意回答)	総請求件数、月別請求件数、実施機関別請求件数、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、非公開理由の内訳、不服申立ての件数、不服申立ての件数、行政資料コーナーの情報提供状況、審議会等の会議公開状況	総請求・申出件数、請求・申出の部局別内訳、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、非公開理由の内訳、不服申立ての件数、行政資料コーナーの情報提供状況、審議会等の会議公開状況	総請求件数、月別請求件数、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、実施機関別決定件数、不服申立ての件数、出資法人の開示等決定件数	総請求件数、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、実施機関別決定件数、不服申立ての件数、請求内容(HPでは公開していません)	請求件数、請求者数、実施機関別件数状況、請求の決定状況、部分公開・非公開・請求却下理由別内訳、不服申立ての状況、審査会の処理状況
	手数料等の徴収の有無	2	開示に係る手数料を徴収していますか。	ア. コピーを提供する場合のみコピー代 イ. 閲覧に係る手数料 ウ. 1及び2の両方 エ. 完全に無料 オ. その他	ア	ア	ア	手数料は徴していないが実費(コピー代)は徴している。	ア
		3	即日開示を実施していますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	イ	イ
	大量請求への対応	3-1	実施している場合の、即日開示が可能な根拠は何に基づいていますか。	ア. 条例 イ. 規則 ウ. その他	—	—	—	—	—
		4	いわゆる大量請求に係る特別な対応はありますか。	ア. 請求を限定 イ. 特別に請求に係る手数料を徴収 ウ. 閲覧のみで写しの交付は認めていない エ. 特別に写しの交付に係る手数料(コピー代も含む)を徴収 オ. 対応していない カ. その他	オ	オ	オ	オ	オ
	WEBブラウザ上からの請求	5	WEBブラウザからの請求が可能ですか。	ア. 実施している イ. 実施していない	ア	イ	イ	イ	イ
		5-1	ホームページ上に、保有文書の一覧に類するものを掲載していますか。	ア. 掲載している イ. 掲載していない	イ	イ	イ	イ	イ
	電子メール等での開示	6	電子メールにより開示文書等を送信する方法での開示を行っていますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	イ	イ
審議会・委員会など会議の公開制度について	一覧表の公開	7	審議会等の一覧をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	イ	イ	イ	イ	イ
		8	審議会等の会議録をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	ア	イ	ア	イ	イ
	8-1	会議録を公開している場合、その登載期間はどの程度ですか。	ア. 2ヶ月未満 イ. 2ヶ月～6ヶ月 ウ. 6ヶ月～1年 エ. 1年以上	エ	—	エ	—	—	
住民等への積極的な情報提供について	方針等	9	住民への情報提供についてのガイドラインはありますか。	ア. 規則、要綱等で定めている イ. マニュアル等がある ウ. 設けていない エ. その他	ア	ウ	ウ	ウ	ウ
		10	市長の日程を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア	ア (記者クラブ)	ア(HP)	イ	ア (HP)
	市長の日程	10-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. 過去の日程 イ. 当日の日程 ウ. 翌日以降の日程 エ. ア及びイ オ. イ及びウ カ. ア～ウすべて キ. ア及びウ ク. その他	オ	オ	キ	—	ア
		11	市長交際費の執行状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア(HP)	ア (HP・行政資料コーナー)	ア (HP)	ア	ア (HP)
	市長交際費	11-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	ア. すべての交際費を公表 イ. 部分的に公表	ア	イ	ア	イ	イ
		11-2	部分的に公表されている場合、公表しない部分(項目)を教えてください。	(任意回答)	—	支出内容によっては、相手方氏名	—	病気見舞いの場合の相手方の氏名(個人情報観点から非公開としています)。	個人名、支出先
	指定管理者に係る情報	12	指定管理者の選定に関する情報について公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (HP、広報紙、記者クラブ)	ア (HP・広報)	ア (HP、広報紙)	ア (HP、広報紙)	ア (HP、広報紙、記者クラブ)
		12-1	公表されている場合は公表の程度をお教えてください。	(任意回答) 例: 公募の案内一応募要領、選定基準 選定結果一評点表の公表 選定経過一審査会等会議録の公表	募集要項、選定基準、選定結果(評点)、審査員の氏名	公募の案内一応募要領	公募の案内一応募要領、選定基準 選定結果一評点表の公表、選定委員会の答申書 選定経過一審査会等会議録の公表	公募案内、応募要領、選定基準	公募の案内一応募要領、選定基準 選定結果一評点表の公表 選定経過一選定委員のコメントの公表
	市長の資産公開	13	市長の資産等の公開に関する条例等に係る情報は、積極的に公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	イ	ア	ア (HP、広報紙、記者クラブ)	ア (HP、広報紙)	イ
	市議会への情報提供	14	市が市議会に対して行う資料又は情報の提供についてのガイドラインはありますか	ア. 作成している イ. 作成していない	イ	イ	イ	イ	イ
その他	15	その他、住民等へ積極的な情報提供を行っているものの中で、特徴的なものがありましたら教えてください。	(任意回答)	—	特にありません	教育委員会会議録及び議案の閲覧を情報公開コーナーで行っている。	—	—	

情報公開制度の運用状況調査（団体別一覧表）

		調 査 事 項		桑名市	山口市	大津市	三鷹市	郡山市	
内 容	No.	質 問 事 項	回 答 の 種 類						
公文書開示制度について	運用状況の公表について	1	開示請求に係る運用状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア (広報紙、HPへの掲載)	ア	ア (HP、広報紙)	ア (HP、広報紙)	ア (広報紙)
		1-1	公表の頻度は、どの程度ですか。	ア. 年1回 イ. 半年に1回 ウ. 毎月 エ. 開示請求ごと オ. その他	ア.(年1回)	ア	ア	ア	ア
		1-2	公表する項目等、概要をお教えください。	(任意回答)	月別請求件数、開示等決定件数、実施機関別決定件数、不服申立ての件数等	決定件数、開示等決定件数(開示、部分開示、非公開、不存在、取り下げごと)、実施機関別決定件数、不服申立ての件数	総請求件数、公開等決定件数(公開、部分公開、非公開ごと)、実施機関別決定件数、不服申立ての件数	総請求件数、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、実施機関別決定件数、不服申立ての件数、申請日、情報公開請求書類、情報公開文書、非公開部分	請求件数(請求者種別ごと)、開示等決定件数(開示、部分開示、不開示ごと)、不服申立て件数
	手数料等の徴収の有無	2	開示に係る手数料を徴収していますか。	ア. コピーを提供する場合のみコピー代 ウ. 1及び2の両方 エ. 完全に無料 オ. その他	ア	ア	ア	ア	ア
		3	即日開示を実施していますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	ア	イ
	即日開示の実施	3-1	実施している場合の、即日開示が可能な根拠は何に基づいていますか。	ア. 条例 イ. 規則 ウ. その他	-	-	-	ア	-
		4	いわゆる大量請求に係る特別な対応はありますか。	ア. 請求を限定 イ. 特別に請求に係る手数料を徴収 ウ. 閲覧のみで写しの交付は認めていない エ. 特別に写しの交付に係る手数料(コピー代も含む)を徴収 オ. 対応していない カ. その他	オ	オ	オ	カ	オ
	WEBブラウザ上からの請求	5	WEBブラウザからの請求が可能ですか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	イ	イ
		5-1	ホームページ上に、保有文書の一覧に類するものを掲載していますか。	ア. 掲載している イ. 掲載していない	イ	イ	イ	イ	イ
	電子メール等での開示	6	電子メールにより開示文書等を送信する方法での開示を行っていますか。	ア. 実施している イ. 実施していない	イ	イ	イ	イ	イ
審議会・委員会など会議の公開制度について	一覧表の公開	7	審議会等の一覧をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	イ	イ	ア	ア	ア
		8	審議会等の会議録をホームページで公開していますか。	ア. 公開している イ. 公開していない	イ	ア	ア	ア	イ
	8-1	会議録を公開している場合、その登載期間はどの程度ですか。	ア. 2ヶ月未満 イ. 2ヶ月～6ヶ月 ウ. 6ヶ月～1年 エ. 1年以上		ウ	エ	エ	-	
住民等への積極的な情報提供について	方針等	9	住民への情報提供についてのガイドラインはありますか。	ア. 規則、要綱等で定めている イ. マニュアル等がある ウ. 設けていない エ. その他	ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
		10	市長の日程を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア	ア (HP、記者クラブ)	イ	ア	ア (記者クラブ)
	市長の日程	10-1	公表されている場合は公表の程度をお教えください。	ア. 過去の日程 イ. 当日の日程 ウ. 翌日以降の日程 エ. ア及びイ オ. イ及びウ カ. ア～ウすべて キ. ア及びウ ク. その他	ア	キ	-	ア	ウ
		11	市長交際費の執行状況を公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア(HP)	ア	イ	ア	ア (市政情報センターにて閲覧及び写しの交付)
	市長交際費	11-1	公表されている場合は公表の程度をお教えください。	ア. すべての交際費を公表 イ. 部分的に公表	ア	ア	-	ア	イ
		11-2	部分的に公表されている場合、公表しない部分(項目)をお教えください。	(任意回答)	-	-	-	ア	相手先の個人名及び団体名
	指定管理者に係る情報	12	指定管理者の選定に関する情報について公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア(HP)	ア (HP、広報紙)	ア (HP、広報紙)	ア (HP、広報紙)	ア (HP)
		12-1	公表されている場合は公表の程度をお教えください。	(任意回答) 例: 公募の案内一応募要領、選定基準 選定結果一評点表の公表 選定経過一審査会等会議録の公表	公募時は応募要領、現在選定結果をHPにて公開	募集のお知らせ 募集施設の一覧 要項・仕様書 選定結果(選定経過は公表していない)	公募の案内	公募の案内(応募要領、選定基準)、選定結果	公募時は応募要領、選定基準 選定結果及び選定経過は選定報告書(別紙)により公表
	市長の資産公開	13	市長の資産等の公開に関する条例等に係る情報は、積極的に公表していますか。	ア. 公表している イ. 公表していない (HP・広報紙・記者クラブ)	ア(記者クラブへ提供)	ア	ア (記者クラブ)	ア	ア (秘書課にて閲覧)
	市議会への情報提供	14	市が市議会に対して行う資料又は情報の提供についてのガイドラインはありますか	ア. 作成している イ. 作成していない	イ	イ	イ	イ	イ
その他	15	その他、住民等へ積極的な情報提供を行っているものの中で、特徴的なものがありましたら教えてください。	(任意回答)	-	行政改革大綱策定状況や各種計画策定状況等の市の施策に関わる特に重要なものについては、市のホームページや市報等で情報提供している。	-	本市のホームページは各課入力方式を採用しており、情報提供に関するガイドラインがない現状では、広報紙も含め、情報提供の基準は各課の判断で行っている。	-	